

宮城県仙台第三高等学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本会は、宮城県仙台第三高等学校PTA(略称 仙台三高PTA)と称し、事務局を仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目19 宮城県仙台第三高等学校内に置く。
- 第2条 (会員) 本会は、宮城県仙台第三高等学校生徒の父母(又はこれに代わる者)と同校に勤務する教職員、ならびに本会の目的を賛助し、総会において推薦した者とをもって組織する。
- 第3条 (会員の権利義務) 本会の会員は、役員の選挙権及び被選挙権、ならびに所定の会議に出席して発言する権利を有し、本会の会費を納入する義務を有する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 (目的) 本会は、父母と教職員が協力して、本校教育の趣旨に基づき、教育の向上と生徒の福祉増進を図ることを目的とする。
- 第5条 (性格) 本会は、宗派又は政党に偏した行動をとってはならない。また他のいかなる団体からの支配や干渉を受けてはならない。
- 第6条 (事業) 本会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 生徒の人格教養及び情操の向上に関すること
 2. 会員相互の教養、研鑽及び親睦に関すること
 3. 学校と家庭との連絡、協力に関すること
 4. 教職員の調査研究の援助に関すること
 5. 学年、学級または地域ごとの会議に関すること
 6. 他校ならびに他の教育諸団体との連絡、協議に関すること
 7. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第3章 役 員

- 第7条 (役員) 本会に次の役員を置き、役員会を組織する。
会長1名、副会長4名、監事5名、学年委員長3名、学年副委員長6名。ただし、副会長4名のうち2名は教頭をもって充てる。
- 第8条 (役員選出) 会長、副会長、監事は、各学年委員及び教職員より候補者推薦委員を挙げて選出し、総会の承認を経てこれを決める。
学年委員は各学級より2名以上、計16名以上として各学年委員長・副委員長を互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第9条 (任期) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員は任期が満了しても、新任者が決まるまではその職を行わなければならない。後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 (顧問) 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。
顧問は本会の諮問に応ずる。
- 第11条 (参与) 本会に参与を置く。参与には宮城県仙台第三高等学校長を充て、会長が委嘱する。参与は本会の事務に参与し、総会、役員会、学年委員会及び学年総会に出席して意見を述べるができる。
- 第12条 (役員の仕事)
1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 2. 副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
 3. 監事は本会の監査にあたる。
 4. 学年委員長は学年委員会を統理する。
 5. 学年副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるときはその仕事を代行する。
 6. 学年委員は各学年の事業の企画、運営にあたる。

第4章 会 議

- 第13条 (会議) 本会の会議は、総会・役員会・学年委員会及び学年総会(略称 学年PTA)とする。

- 第14条 (総会) 総会は毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、必要がある時は臨時に開く

ことができる。総会は委任状提出者を含めて会員の2分の1以上の出席を以てこれを成立とする。総会においては次の事項について審議し、出席者の過半数を以てこれを議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

1. 事業計画、予算の議決及び決算の承認
2. 役員承認
3. 会則の改正

そのほか役員会・学年委員会の報告、教育に関する諸連絡、研究及び懇談などを行う。

第15条 (役員会) 役員会は必要に応じて会長が招集し、会務の執行に関して連絡協議する。

第16条 (学年委員会) 学年委員会は学年委員長が必要に応じて開き、次の事項について審議決定する。ただし、重要事項については学年総会に諮るものとする。

1. 教育行事に関する事
2. 生徒の奨学に関する事
3. 生徒の進路に関する事
4. 生徒の福利、厚生に関する事
5. その他必要な事項

第17条 (学年総会) 学年総会は、学年委員長が必要に応じて開き、次の事項を行う。

1. 学年委員会での決定事項の報告
2. 学校からの連絡、報告
3. 学年委員会提出の重要議題の審議
4. その他必要な事項

第18条 (記録) P T A総会、P T A役員会の議事については、書記がその要点を記載した議事録を作成し、出席者の2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

第19条 (会計事務の委託) 本会は、協議により本会の事務の一部を校長へ委託して、管理し及び執行させることができる。

なお、委託した事務を変更し又は廃止しようとする時は、本会は協議して行わなければならない。

第20条 (経費) 本会の経費は、会費及びその他の収入を以てこれに充てる。

第21条 (会計帳簿) 会計は、現金出納簿その他必要な帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

第22条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第23条 (監査) 会計は年1回以上監査を受けなければならない。

第6章 顕 彰

第24条 (顕彰) 本会は、本会の活動について功績顕著な個人を顕彰することができる。

第7章 事 務 局

第25条 (事務局) 本会に事務局を置く。事務局長及び書記は、宮城県仙台第三高等学校職員の内から会長が委嘱する。事務局長は会長の命を受け本会の事務を掌理する。書記は本会の庶務会計及びその他の事務に当たる。

なお、事務局長及び書記は、総務部所属の職員を充てる。

第8章 会則の変更

第26条 (会則の変更) この会則を変更するには、総会において出席会員の3分の2以上の賛同を得なければならない。

付 則

1. この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事務規定は、役員会に諮って会長が別に定めることができる。
2. この会則は平成15年4月26日からこれを施行する。
この会則は平成17年4月23日からこれを施行する。
この会則は平成20年4月27日からこれを施行する。
この会則は平成23年5月14日からこれを施行する。
この会則は平成24年4月21日からこれを施行する。